



2025 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 守谷輸送機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 守谷 貞夫
(コード：6226 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 土屋 寛
(TEL 045-785-3111)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の当社第78期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2025 年 4 月 16 日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 78 期定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 26 日（予定）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第2条 (条文省略) (本店の所在地) 第3条 本会社は本店を神奈川県横浜市金沢区に置く。 ただし、必要に応じて支店または出張所を設けることが<u>出来る</u>。 第4条 (条文省略) 第2章 株 式 第5条 (条文省略) <u>(自己株式の取得)</u> 第6条 本会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することが<u>できる</u>。 第7条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第15条 (条文省略) (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することが<u>出来る</u>株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は定款に別段の定めがある場合を除	第1章 総 則 第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 本会社は本店を神奈川県横浜市金沢区に置く。 ただし、必要に応じて支店または出張所を設けることが<u>できる</u>。 第4条 (現行どおり) 第2章 株 式 第5条 (現行どおり) <削除> 第6条～第10条 (条数繰上げ。条文省略) 第3章 株主総会 第11条～第14条 (条数繰上げ。条文省略) (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することが<u>できる</u>株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は定款に別段の定めがある場合を除

き、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもって行う。 第17条（条文省略） 第4章 取締役および取締役会 第18条（条文省略） （取締役の員数） 第19条 本会社の取締役の員数は、12名以内とする。 <新設> （取締役の選任） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. （条文省略） 3. （条文省略） （代表取締役および役付取締役） 第21条 本会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. （条文省略） 3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 （取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に	き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもって行う。 第16条（条数繰上げ。条文省略） 第4章 取締役および取締役会 第17条（条数繰上げ。条文省略） （取締役の員数） 第18条 本会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の員数は、12名以内とする。 2. 本会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）の員数は、4名以内とする。 （取締役の選任） 第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において</u>選任する。 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） （代表取締役および役付取締役） 第20条 本会社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 2. （現行どおり） 3. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 （取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に
---	---

終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設> <u>2. 補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <新設> <新設> 第23条（条文省略） （取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 （取締役会の決議の方法） 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数を</u>もって行う。 （取締役会の決議の省略） 第26条 本会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記	終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 補欠または増員によって選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の監査等委員でない在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <u>4. 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>5. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第22条（条数繰上げ。条文省略） （取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 （取締役会の決議の方法） 第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数を</u>もって行う。 （取締役会の決議の省略） 第25条 本会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記
---	---

録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> <新設> (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 第28条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第30条 (条文省略) 第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第31条 本会社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。 (<u>監査役の員数</u>) 第32条 本会社の<u>監査役の員数は、4名以内とする。</u>	録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (<u>業務執行の決定の取締役への委任</u>) 第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> 第30条 (現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>) 第31条 本会社は<u>監査等委員会</u>を置く。 <削除> <削除>
---	---

<u>(監査役の選任)</u> <u>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 本会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠く事となる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>	
<u>(監査役の任期)</u> <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> <u>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u>	<削除> <削除>
<u>(常勤監査役)</u> <u>第35条 監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。</u>	(監査等委員会の招集通知)

(<u>監査役会の招集通知</u>) 第36条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (<u>監査役会の決議の方法</u>) 第37条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (<u>監査役会の議事録</u>) 第38条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。 (<u>監査役会規程</u>) 第39条 <u>監査役会</u>に関する事項は法令または定款に定めるもののほか<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 (<u>監査役の報酬等</u>) 第40条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u> (<u>監査役の責任免除</u>) 第41条 <u>本会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 本会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に</u>	第32条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 第33条 <u>監査等委員会</u>の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (<u>監査等委員会の議事録</u>) 第34条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。 (<u>監査等委員会規程</u>) 第35条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は法令または定款に定めるもののほか<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 <削除> <削除>
--	---

<u>定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第42条 当社は会計監査人を置く。 第43条～44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第7章 計 算 第46条 (条文省略) <u>(期末配当金)</u> 第47条 当社は株主総会の決議により毎年<u>3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u> <u>(中間配当金)</u> 第48条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 <新設>	第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第36条 当社は会計監査人を置く。 第37条～第38条 (条数繰上げ、条文省略) (会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第7章 計 算 第40条 (条数繰上げ、条文省略) <削除> <削除> <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第41条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>会社法第459条第1項各号に掲げ</u>
--	--

(期末配当金等の除斥期間) 第49条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払い義務を免れる。 2. 未払いの<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息はつけない。 (附則) <新設> <新設>	<u>る事項を定めることができる。</u> 2. 本会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を<u>することができる。</u> (配当金の除斥期間) 第42条 配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払い義務を免れる。 2. 未払いの<u>配当金</u>には利息はつけない。 (附則) (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) 1. 本会社は、<u>第78期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>第78期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</u>
--	--

以上